

# 地域住民活動 チャレンジ 補助金

住民の皆さんの**チャレンジ**を  
応援する補助金です。**新しい  
活動**や**これまでの活動を発展  
させた新しい取り組み**にご利  
用いただけます。

申請される前に対象となる取り組みや経費について、  
ご相談ください。

## 補助金額（1年度）

上限 **30万円**（補助率 **10/10**）

## 補助期間

最長 **3年間**

## 補助対象団体

次のいずれの要件も満たしていること

- ・ 営利を目的とせず、総合事務所管内の振興を目的とする団体
- ・ 総合事務所管内の住民を主な構成員とする団体
- ・ 総合事務所管内に活動拠点がある団体
  - ※複数の団体で構成される実行委員会なども対象
  - ※総合事務所管内の住民2人以上を構成員とする5人以上の個人グループも対象

## 補助対象活動

- ・ 総合事務所管内の地域振興に資する新しい住民活動

## 問い合わせ先

- ・ 田万川総合事務所（08387-2-0300）
- ・ 須佐総合事務所（08387-6-2211）



## 補助対象経費

区分	経費
報償費	コンサルティング経費や研修会の講師等への謝礼
賃金	活動の対価として支払う賃金
共済費	賃金に係る社会保険料
需用費	消耗品費、自動車等燃料費、印刷費、施設や設備の修繕費
役務費	通信運搬費、広告料、保険料等
委託費	調査、実証、試行等に要する委託料
使用料等	土地や建物等の借上げに係る賃借料、資材や機器類のリース料等
備品購入費	什器類、各種事務機器等の物品の購入費

### 例えば…

- ・体験イベントを開催したい！
- ・特産品の販売イベントを開催したい！

### 活動を発展させた新しい取り組みの例

- ・木工品制作 → 木工品づくりの体験イベント



## 補助対象外の活動や経費

- ・特定の個人や団体の営利を目的とする活動
- ・既存の活動に要する経費

### 例えば…

- ・これまでの活動に必要な備品の更新等にはご利用できません



## 申請手続き方法

